

全国健康保険協会宮城支部 令和3年度 第2回評議会

令和3年度 宮城支部事業計画進捗状況報告(KPI関連部分)

1. 基盤的保険者機能関係	1ページ
2. 戦略的保険者機能関係	3ページ
(参考)令和3年度宮城支部事業計画	5ページ

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（1） サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守 申請書の郵送化率の向上に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>95.7%以上</u>とする 	<p>【サービススタンダード達成に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 受付日からの経過日数について、進捗確認を徹底し、遅滞なく審査を実施 ◆ 個人のスキルアップを図るため、担当者ごとに育成計画を策定やジョブローテーションを定期的実施 <p>【申請書の郵送化率目標達成に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種広報媒体を活用し、各種申請の郵送による手続きを周知 	<ul style="list-style-type: none"> ① 100%(9月末) (前年同時期：100%) ② 95.8%(9月末累計) (前年同時期：95.7%)
<p>（2） 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> システム点検の効果的な活用 点検員のスキルアップに向けた取組の推進 支払基金支部との定期的な協議 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を対前年度（0.203%）<u>以上</u>とする ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（4,226円）<u>以上</u>とする 	<p>【レセプト点検の査定率・査定額向上に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自動点検マスタを毎月メンテナンスし、システムを活用した点検精度の向上 ◆ 毎月、点検員のスキルアップを図るため、面談や勉強会を実施。勉強会では、査定事例のディスカッションや事例を共有 ◆ 歯科点検員の他支部との合同勉強会をリモートにより開催 ◆ 新人点検員をスキルアップを図るため、点検員から専門指導役を選定 ◆ 支部間差異の解消に向け、支払基金支部と疑義事例について協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 0.226%(8月末) (前年同時期：0.184%) ② 4,409円(8月末) (前年同時期：4,437円)
<p>（3） 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位や頻回の受療者に対する文書照会の実施 <p>【KPI】</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合を対前年度<u>以下（0.70%以下）</u>とする</p>	<p>【柔道整復施術療養費の適正化に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 3部位かつ15日以上頻回の申請を中心に、文書照会を実施 	<p>0.61%(9月末累計) (前年同時期：0.75%)</p>

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（４） 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後保険証の迅速・確実な回収 債権回収率の向上に向けた取組の実施 <p>【KPI】</p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上（95.0%）とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上（69.7%）とする</p>	<p>【保険証回収率の向上に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保険証未返納者に対して、回収不能届の電話番号を活用した電話催告を100%実施 ◆ 保険証未添付の多い事業所56社に対し、周知文書を作成し退職時の保険証添付を徹底するよう注意喚起を実施 ◆ 宮城県社会保険労務士会と連携し、労務士会の会報及びホームページに、保険証回収徹底についての記事を掲載 <p>【返納金債権回収率の向上に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保険者間調整の積極的な案内や、返納に理解を示さない債務者には、弁護士名による文書催告や法的手続きを積極的に実施 ◆ 8月には債権回収強化月間を設定し、追加催告の実施や保険者間調整の勧奨など更なる取組を実施 	<p>①93.05%(8月末) (前年同時期：95.96%)</p> <p>②17.28%(8月末累計) (前年同時期：19.66%)</p>
<p>（５） 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを活用し被扶養者資格再確認の確実な実施 事業所からの提出率向上に向けた取組の推進 <p>【KPI】</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする</p>	<p>【確認書提出率の向上に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会保険労務士会に赴き、今年度の実施について、変更点等（様式一部変更有）を説明するとともに、協力依頼 ◆ 10月19日から11月19日まで7回に分け、順次事業主へ送付（一部、社労士より別送依頼のあった事業所は社労士あて）。今後、未送達事業所の調査や未提出事業所に対する勧奨を実施 	<p>—</p>

2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（1）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・生活習慣病予防健診の受診率向上に向けた取組の推進 ・事業者健診結果データの取得促進に向けた取組の推進 ・特定健診(被扶養者)の受診率向上に向けた取組の推進</p> <p>【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を70.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を36.0%以上とする</p>	<p>【生活習慣病予防健診（被保険者向け）受診率向上に向けて】 ◆ 健診対象者3名以下の事業所の対象者に対して個別受診案内を送付 ◆ 仙台市内未受診事業所に対して受診勧奨文書を送付 ◆ 新規適用事業所に対して健診案内文書の発送及び電話勧奨を実施</p> <p>【事業者健診データ取得率向上に向けて】 ◆ 委託業者を活用した同意書取得にかかる勧奨事業を実施</p> <p>【被扶養者の健診受診率向上に向けて】 ◆ 加入事業所と協会けんぽ宮城支部連名での受診勧奨を実施 ◆ ショッピングモールを活用したまちかど健診を実施 ◆ 市町村のがん検診と同時実施による無料集団健診の広報</p>	<p>①28.5%(8月末) (前年同時期：25.2%)</p> <p>②2.0%(9月末) (前年同時期：3.1%)</p> <p>③17.8%(9月末) (前年同時期：9.5%)</p>
<p>（1）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ii) 特定保健指導の実施率の向上 ・特定保健指導の実施率向上に向けた取組の推進</p> <p>【KPI】 ① 被保険者の特定保健指導の実施率を29.9%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を12.8%以上とする</p>	<p>【特定保健指導の実施率向上に向けて】 ◆ ICTを活用した初回面談を実施 ◆ 健診機関による健診当日の特定保健指導を実施 ◆ 外部委託業者による特定保健指導を実施 ◆ まちかど健診当日に同会場での特定保健指導を実施</p>	<p>①12.2%(9月末) (前年同時期：11.9%)</p> <p>②4.0%(9月末) (前年同時期：7.7%)</p>
<p>（1）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iii) 重症化予防対策の推進 ・健診で要治療と判定された加入者のうち、未治療者に対する医療機関受診勧奨業務の確実な実施 ・糖尿病の重症化予防に向けた取組の推進</p> <p>【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする</p>	<p>【未治療者の医療機関受診率向上に向けて】 ◆ 対象者本人への受診勧奨通知の送付に加え、支部独自に事業所経由で対象者本人に通知 ◆ 健診時の問診において、“服薬あり”と回答しているにもかかわらず健診結果が重症域にある者に対して個別介入文書を送付 ◆ 糖尿病性腎症患者への受診勧奨・医師と連携した保健指導</p>	<p>13.5%(9月末) (前年同時期：10.7%)</p>
<p>（1）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iv) コラボヘルスの推進 ・「職場健康づくり宣言」事業の普及、拡大に向けた取組の推進 ・宣言事業所の取組支援、フォローアップの強化</p> <p>【KPI】 健康宣言事業所数を2,050事業所以上とする</p>	<p>【宣言事業所数の普及、拡大に向けて】 ◆ 大規模事業所を中心に、職員や保健師による登録勧奨を実施 ◆ 生命保険会社・損害保険会社と連携した登録勧奨を実施 ◆ webバナー広告を活用した周知広報</p> <p>【取組支援、フォローアップの強化に向けて】 ◆ 新バージョンの事業所カルテやチェックリストを活用したフォローアップを実施 ◆ 職場健康づくり宣言通信を新たに発行し、情報発信方法を一元化</p>	<p>2,002 事業所(9月末) (前年同時期：1,869事業所)</p>

2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>（2）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員カバー率の拡大に向けた取組の推進 健康保険委員活動の活性化に向けた取組の推進 <p>【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>51.8%以上</u>とする</p>	<p>【健康保険委員委嘱事業所被保険者割合の向上に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 職場健康づくり宣言との同時勧奨を実施 ◆ 被保険者数16人以上や新規適用事業所に対して、文書や電話による委嘱勧奨を実施 ◆ 四半期に1回、健康保険委員向け広報紙を発行 	<p>52.7%(9月末) (前年同時期：51.2%)</p>
<p>（3）ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリックカルテを活用した分析 行政と連携した、医療機関・調剤薬局に対する働きかけ 加入者に対する広報の実施 宮城県、関係団体や他の保険者等と連携した取組の実施 <p>【KPI】ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で<u>対前年度（83.8%）以上</u>とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>	<p>【ジェネリック医薬品使用割合の向上に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域、薬効、年代別のジェネリック医薬品使用状況を分析の上、東北厚生局に情報提供 ◆ 東北厚生局指導監査課長名の協力依頼文書を同封の上、医療機関、薬局ごとにジェネリック医薬品の使用割合や地域での立ち位置等に見える化した「処方状況のお知らせ」を医療機関950機関、薬局841機関に送付 ◆ 宮城県、保険者協議会と連携し、タウン誌（せんだいタウン情報S-style及びKappo仙台闊歩）へ広告掲載 	<p>83.9%(6月末) (前年同時期：82.5%)</p>
<p>（4）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療審議会や地域医療構想調整会議等への参画 医療データ等の分析結果を活用したエビデンスに基づく意見発信 保険者協議会との連携強化 <p>【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>【医療データ等を活用した効果的な意見発信に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康保険委員に対して実施した「地域医療に関するアンケート」の集計結果を宮城県に情報提供し、併せてHPに掲載。今後開催される地域医療構想調整会議において、本アンケート結果を活用した意見発信を実施予定 ◆ 保険者協議会幹事会において、医療費や健診データを活用した意見発信を実施 	<p>実施</p>

(参考) 令和3年度宮城支部事業計画

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.7%以上とする</p> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に医療機関へ職員が訪問するなど周知と配置依頼を行う。 ・ 令和3年上期に実施予定の医療機関従事者向け研修会の際に、健康保険制度について説明し、限度額適用認定証の利用促進について、積極的に周知を図る。 <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 <p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指し、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 ・ 支払基金支部との打ち合わせ会を定期的で開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。 <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする <p>⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査手順の標準化を推進する。 ・ 受領委任払制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする <p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする <p>⑩ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

分野	具体的施策等
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 <p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・喫煙、運動習慣及び減塩の対策について、宮城県全体で加入者（県民）に対する啓発活動を実施することができるよう、宮城県及び関係団体に働きかけを行う。 <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診実施率の向上に向けて、事業所検索機能を活用して抽出する未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、地方自治体との連携を推進し、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供した上で、がん検診との同時実施等の拡大を図る。また、支部主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応えていく。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、宮城県や宮城労働局と連携して勧奨を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者：311,984人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率 70.0%（実施見込者数：218,389人） ・事業者健診データ 取得率 7.7%（取得見込者数：24,023人） ○ 被扶養者（受診対象者：87,793人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査受診率 36.0%（実施見込者数：31,606人） <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を70.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を36.0%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、遠隔保健指導（Web面談）の利用拡大により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 ・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・特定保健指導の質の向上のため、支部内外における研修により、特定保健指導実施者のスキルアップを図る。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（受診対象者：48,967人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率 29.9%（実施見込者数：14,642人） ○ 被扶養者（受診対象者：2,718人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率 12.8%（実施見込者数：348人） <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を29.9%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を12.8%以上とする</p>

分野	具体的施策等
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する ○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人 ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業勧奨実施予定人数 400人 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業の普及を目的として、テレビ、Web、YouTubeや新聞等に広告を掲載し、事業主及び加入者に対する広報を行う。 ・ 「職場健康づくり宣言」事業所の拡大を図るため、宮城県、関係機関・団体と連携した取り組みを行う。 ・ 健診受診者における血圧リスク保有者割合が多い、運輸業及び運送業については、業界団体と連携した取り組みを行う。 ・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、「職場健康づくり宣言サポートシート」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。 ■ KPI：健康宣言事業所数を2,050事業所以上とする。 <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部において作成したパンフレットやYouTube等の動画等を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、使用割合の低い医療機関・薬局に対して個別の働きかけを強化する。 <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ 宮城県、関係団体や他の保険者等と連携した取組を実施する。 ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤 <p>④ インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p>⑤ パイロット事業及び調査研究事業の提案〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。

分野	具体的施策等
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・宮城県から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ○ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に実施した「上手な医療のかかり方」に関する通知事業について、効果検証を行い、検証結果を保険者協議会で共有する。 ・ 検証結果を基に、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ○ 多剤・重複服薬者に対する適切な服薬に係る働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な服薬に繋げ、本人の健康被害の抑制を図るため、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者に対して効果的な働きかけを行う。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する <p>⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 医療費分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 ii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に実施した、要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等に関する分析結果について、調査研究報告書への投稿等を通じ、広く情報発信する。

分野	具体的施策等
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置により、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。 <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>③ OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、外部講師及び外部研修会等を積極的に活用し、人材育成を行う。 <p>④ 本部支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部において実施した加入者の健康増進のための取組結果について、本部に対して積極的に情報提供を行う。 <p>⑤ 支部業績評価項目の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各評価項目について、目標指標を意識した取り組みを行うとともに、目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底する。 <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 <p>III) その他の取組</p> <p><費用対効果を踏まえたコスト削減等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>